

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和3年第2回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和3年6月24日(木) 午前10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局

脇本財政局次長, 植月契約課長, 水田工事契約担当課長, 中嶋契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課物品契約係長, 島契約課指導係長, 遠藤契約課課長補佐(管理係長), 山根契約課副主査

(2)岡山市水道局

石井次長, 國富管財課長, 矢野管財課課長代理, 桜井管財課課長補佐(契約係長), 小西管財課副主査, 二ノ宮管財課副主査

5 会議次第

(1)開会

(2)議題

1 令和3年度入札契約制度の改正について

2 令和2年度契約状況等の報告について

(1)岡山市

(2)水道局

3 抽出事案について

(1)岡山市

(2)水道局

4 その他

6 会議概要

1 令和3年度入札契約制度の改正について

委員 : 現場代理人の常駐義務を緩和した理由について教えてください。

市当局: 現場で人手が不足している状況や、災害時等で多くの人手を要する状況において、業界の方からの要望や、ある程度の条件のもとであれば2～3件まで兼務も可能であるという国の通達を受けて、見直しをしました。

委員 : 見直しによって、どのようなメリットがあるのか教えてください。
また、緩和によるリスクについても検討したのですか。

市当局: 現場代理人一人につき3件まで兼務可能なため、技術者不足が解消されると思います。

改正前は、現場代理人はその現場に常駐していることとしていたため兼務を認めていなかったのですが、通信手段が発達した現在においては携帯電話やパソコン等で映像を確認しながら現場管理が可能な場合もあること等から、本市発注工事について3本までといった一定の要件を満たした場合について兼務可能としました。

2 岡山市の令和2年度契約状況等について

委員 : 建設工事において、新型コロナウイルス感染症等の影響があれば教えてください。

市当局: 目立った影響はありませんでした。

委員 : 指名留保の信用状態の悪化とは、どのような状況を指すのでしょうか。
また、新規留保とはどういうものですか。

市当局: 経営状態が悪化している場合ということです。今回の事例は、自己破産申請をしたことによるものです

新規留保については、建設工事に係る有資格者名簿に初めて登録されたとき、又は12月以上連続して有資格者名簿に登録されていなかった者が有資格者名簿に登録されたときは、名簿登録日から5か月間入札に参加できないこととなります。

3 岡山市水道局の令和2年度契約状況等について

委員 : 令和2年度は、三野浄水場の工事が多数あるが、何か理由がありますか。

市当局 : 三野浄水場は築年数が古く、現在改修事業を進めており、計画的に工事を行っています。それに合わせて、通常の維持管理の工事も行っています。

4 (1)「岡山市税督促状等作成(単価契約)」

委員 : 印刷物の入札は、1者応札が多いのはどうしてですか。

市当局 : 一般競争による印刷物の入札は、個人情報を含むものが多いことと、今回の案件のように納期が年度末までと長期に渡ることなどから、応札者が少なくなる傾向があります。

市税の督促状は、年間を通していろいろな税の納期があり、その時々で未納者のデータを渡して印刷封緘をお願いしており、業者にとって負担の大きい作業と言えます。

また、個人情報を含む印刷は、セキュリティ対策が整備された場所で適切な管理を必要とするため、そういった対策のとられた業者となると、限定されてくると思います。

委員 : 業者の地域要件については、どのようなことを重視して検討していますか。

市当局 : 市税の督促状は、業者にデータを渡してから発送するまでの期間で納付確認ができた場合は督促状を引き抜きます。その作業を職員が行う場合があり、直接業者へ出向いて引き抜き作業を行います。そうすると市内に事業所がある業者に限られます。今回の案件では、職員が出向いて引き抜き作業をしないものであったため、地域要件は市外業者まで対象としています。

(2)「超純水装置の保守点検業務」

委員 : 1者だけの応札になった理由は何かありますか。

市当局：超純水装置が常に適正な機能を発揮できるように装置の製造メーカーの認定資格を取得した技術員が、保守点検作業を行うものとなっています。そういった技術員が在籍していること、また、故障等修理対応を3日以内を実施することが要件となっています。技術員が販売店に常駐していることを義務付けてはおりませんが、迅速な対応が必要となってくるため、地域要件として市内業者及び準市内業者を対象としました。名簿登録業者の中で販売店登録業者は4者いますが、応札結果は1者となりました。

(終了)